

# 特別養護老人ホーム光楽苑 料金表

令和7年4月1日改定

事業所番号

2392600223

## 【介護保険サービス】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	682単位/日	753単位/日	828単位/日	901単位/日	971単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位/日				
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日				
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位/日				
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位/日				
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月				
協力医療機関連携加算Ⅰ	50単位/月				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	合計単位×14.0%				
1ヶ月(31日計算)合計	28722単位	31232単位	33882単位	36462単位	38936単位
介護保険自己負担分(1割)	29125円	31670円	34357円	36973円	39482円
介護保険自己負担分(2割)	58249円	63339円	68713円	73945円	78963円
介護保険自己負担分(3割)	87373円	95008円	103069円	110918円	118444円

## 【居住費、食費】

	介護保険負担限度額 認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	2066円/日	880円/日	880円/日	1370円/日	1370円/日
食費	1445円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1360円/日
1ヶ月(31日計算)合計	108841円	36580円	39370円	62620円	84630円

●介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口に申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける事が必要です

### 第一段階 (本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者)

- ・預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること(夫婦は合計2,000万円以下)

### 第二段階 (本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下)

- ・預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること(夫婦は合計1,650万円以下)

### 第三段階① (本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下)

- ・預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること(夫婦は合計1,550万円以下)

### 第三段階② (本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える)

- ・預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること(夫婦は合計1,500万円以下)

## 【1ヶ月負担目安】

(単位：円)

	介護保険負担割合証 1割負担	介護保険負担割合証 2割負担	介護保険負担割合証 3割負担	第一段階	第二段階	第三段階	
						①	②
要介護1	137,966	167,090	196,214	65,705	68,495	91,745	113,755
要介護2	140,511	172,180	203,849	68,250	71,040	94,290	116,300
要介護3	143,198	177,554	211,910	70,937	73,727	96,977	118,987
要介護4	145,814	182,786	219,759	73,553	76,343	99,593	121,603
要介護5	148,323	187,804	227,285	76,062	78,852	102,102	124,112

※上記金額は、1ヶ月(31日)あたりの目安を示したものです。月の日数により差額が生じる場合があります。

## 【その他費用】

* その 他の 加算	・初期加算：	1日30単位(入所した日より起算して30日以内、30日を超えて医療機関入院し再入所した場合)
	・入院・外泊時加算：	1日246単位(1ヶ月6日限度)
	・安全対策体制加算：	20単位(入所初日に限り算定)
	・認知症チームケア推進加算Ⅱ：	1月120単位(認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合) ※日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する方(利用者様総数の50%以上である事)
	・口腔衛生管理加算Ⅱ：	1月110単位(歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理に係る計画が作成されており、情報を提出した場合に算定)
	・療養食加算：	1回6単位(医師より治療食指示があった場合)
	・看取り介護加算：	1日72単位(死亡日以前31日以上45日以下)、1日144単位(死亡日以前4日以上30日以下) 1日680単位(死亡日以前2日以上3日以下) 1280単位(死亡日)
	退所時相談援助加算：	1回400単位(入居者が退所後、居宅サービスを利用する場合に関係機関に情報を提供した場合)
	退所時情報提供加算：	1回250単位(1回限り) 医療機関へ退所する入居者について、入居者等の同意を得て心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
	※該当する項目について日数分が加算されます。	
※豊川市は7級地に該当しているため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となっています。		
その他の主な費用	理髪サービス：実費、立替金管理サービス：1ヶ月1,000円、おやつ代：1日100円	
	電気使用量(テレビ、冷蔵庫等の個人で使用されるもの)：1日30円、医療費・薬代：実費、その他嗜好品：実費	